



春の火災予防運動が始まります



全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

4月20日（月）～4月30日（木）まで春の火災予防運動を実施します。春先は、空気の乾燥による火災発生が増加及び強風に伴う被害の拡大が懸念されます。火の取扱いには気を付けましょう。

① 屋外での火の取扱いに注意！

4月になると、木々や草花が芽吹き始め、春の訪れをより一層感じる季節になりますが、同時に気温が上がり、空気が乾燥するため火災が起きやすい季節でもあります。特に、草木が燃える「野火火災」が多くなる季節のため、屋外での火の取扱いには注意が必要です。

過去には、たばこのポイ捨てやごみ焼きによる火災も発生していますので、以下のポイントを確認し、火災を起こさない環境作りをお願いします。



【野火火災の予防ポイント】

- ① 喫煙は決められた場所で！たばこのポイ捨てをしない！
- ② ごみ焼きをしない！
- ③ 火遊びをしない！

② 放火されない環境作りを！

令和8年3月15日現在、東区では放火が4件発生しており、火災原因の1位となっています。

春先は、家の周りや公園などの物品に放火される火災が多くなる時期でもありますので、以下のポイントを確認し、放火されにくい環境作りをしましょう。



【放火の予防ポイント】

- ① 家の周りに燃えやすい物を置かない！
- ② 物置や車庫は施錠する！
- ③ ごみは決められた日の朝に出す！

③ 住宅用火災警報器の設置・点検をしましょう！

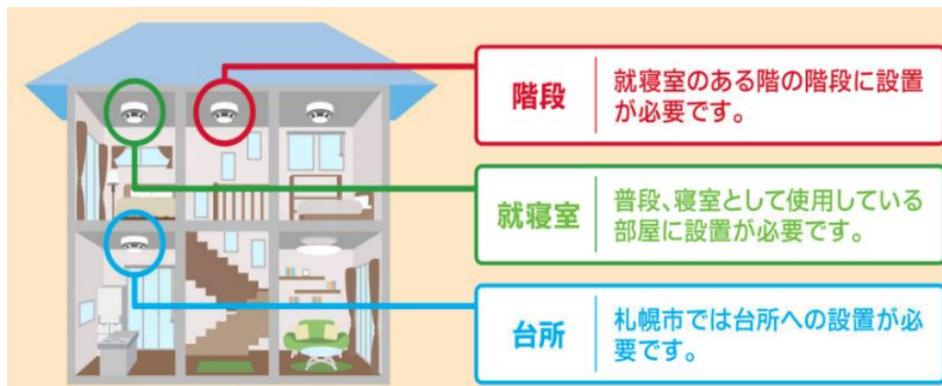
住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知し、音声等で火災を知らせてくれる警報器です。原則すべての住宅に設置が必要となっており、設置する場所は、就寝室のある階の階段、就寝室、台所です。設置していない方は、ホームセンターや家電量販店等で購入できますので、この機会に設置をお願いします。

また、すでに設置している方は、1か月に1回程度の点検と10年経過した住宅用火災警報器がある場合は、センサー等の劣化で正常に作動しないことがありますので、交換を検討してください。

住宅用火災警報器の詳細情報は、札幌市消防局のホームページにも掲載しています。右下の二次元コードからご覧ください。

※建物構造によって、上記場所以外にも設置が必要になる場合があります。

※自動火災報知設備等が設置されている場合は、設置が不要となる場合があります。



【住宅用火災警報器はこちらから】

④ 東消防署ホームページで災害や新庁舎の情報を発信中！

東消防署では、ホームページで東区の火災件数や救急件数などの災害情報のほか、東消防団、東区防火委員会、東区少年消防クラブの活動内容を発信しています。

また、東消防署は令和9年1月末頃の予定で、札幌市東区北33条東18丁目（東区土木センター隣）に建設中の新庁舎に移転します。工事の状況もホームページで発信していますので、右下の二次元コードからご覧ください。



【完成予想図】



【新庁舎の情報は
こちらから】

【担当】
東消防署予防課防火推進係
札幌市東区北24条東17丁目
TEL 011-781-2100